

Title	明南北国子監二十一史について
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1981
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.18 (1981. ) ,p.313- 340
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	麻生太賀吉大人追悼記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000018-0313">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000018-0313</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明南北国子監二十一史について

尾崎 康

いま、わたくしたちは正史を利用するにあたって、百衲本、さらには中華書局の点校本という便利で良いテキストに恵まれ、特別な場合でなければ、明の南京および北京国子監の二十一史などまず必要としない。

しかし、明初から万曆初年にかけては、史記など需要の多い一部を除いては、南監本はほとんど唯一のテキストであった。そして、万曆前半に南監本が新離されると前後して、北監でも二十一史を、また明末に常熟毛氏汲古閣が十七史を刊刻し、ともに清代にかけて数度に補修を行っているから、相当の部数が印行されたであろうが、南監本が同じ時期に頻繁に補修を重ねたのには較べようもない。つまり、明清の士人の多くは南監本で歴史を学んだ、と考えて大きくは誤るまいと思われるのである。

ところが、この本はもともと誤字脱字が多く、たびかさなる補刻のうちにそれが倍加し、さらに版木が壊れたか失われたか

で欠葉も少くない。なかでも晋書と唐書は、巻数冊数が多かったためか、万曆中に南監では改離されないので、元刊本を引きつづいて補刻しながら用いたから、それはいよいよ甚しく、一葉ごとに字様はもとより、匡郭の大きさが見開きの左右でだいぶ違うほどに、体裁まですこぶる不揃いである。

それを貴重なテキストとして、当時の士人は苦心して読んだのであろう。たとえば京都大学文学部蔵の二十一史の晋書にみると、ほぼ全巻にわたって朱句点・圈点・傍点を施し、不審の文字に校語を按じつつ、二〇数箇所にある読識語によれば、氏名はわからないが、天啓乙丑（五年・一六二五）仲春から崇禎三年（一六三〇）七月に支研（硯）山僦舎において、五年余をかけて一三〇巻四〇冊を精読している。

これは江戸期のわが国でも同様で、林家第二代の鷲峯が一〇余年にもわたって閲読した二十二史の大半が、内閣文庫の蔵するところである。史記と両漢書の三史は当然読まれたであろう

うが、また宋史も五代史記と遼史の識語の日付が一年近くあいているからそれが通読期間であろうが、この四史が現存しないものの、三国志から元史までを、ほとんど南監本によつて、寛文五年（一六六五）から延宝五年（一六七七）にわたつて精読したものである。数巻ごとに巻末に読識語があるほかに、各史の全巻の末にその王朝一代の興亡を簡潔に要約し、感想を跋文に纏めている。南監本は万曆新雕の原刻本が多く、元刊本や明嘉靖刊本もほぼ万曆一〇年ころまでの修本で、南監本としては比較的ましな本ではあるが、欠葉や破損の箇所もあり、朱句点・朱引等とはとより、それらを補写し、ときに校語を記すなどして、通読に際しての労苦がなみなみならぬものであったことを示している。

したがつて、南監本の現存するものは相当な数になり、わが国でも著名な図書館・文庫には多少とも蔵されるところである。北監本はそれよりかなり少ないが、原刻本、両度の補刻本とも存する。これらについて広く調査する機会を得、いま一通りそれを終えたので、両監の二十一史について記述しておきたいと思う。

### 南監嘉靖以前

明の南京国子監で二十一史を整えて印行したのは、おそらく嘉靖十一年（一五三二）が始めであると考えられるが、まずそれに至る経過を概観しておこう。

正史に限らずいわゆる南監本は、南宋の官刊本が徐々に臨安

の国子監に集められていたものと思われるが、元代にはそこが西湖書院と改められ、その版本も引継がれて保管され、印行、また補修された。泰定元年（一三二四）朱鈞の西湖書院重整書目記をあわせのせる元西湖書院重整書目（松郷叢書甲編）には四部にわたつて二〇余の書が著録されるが、正史は「大字史記 中字史記 史記正義 東漢書 西漢書 三国志 南齊書 北齊書 宋書 陳書 梁書 周書 後魏書……新唐書 五代史并舊史」の順に挙げられている。

大字史記と両漢書は南宋前期兩淮江東輿運司刊本かと推測するもの確証がないが、三国志が南宋初期衢州刊本、南北朝の七史がいわゆる眉山七史本と、ともに三朝本であることは疑いない。新唐書と五代史も、五代史纂誤を伴うだけに、南宋紹興中湖州刊本を想い浮かべるがやはり推測である。ただし、これらの推測の根拠は、三朝本も含めていずれも南宋中期と元の大徳ごろに同じグループの刻工による補修を受けていることで、それがおそらく南宋の国子監と元の西湖書院において行われたと想像されるのである。

一方、晋書・隋書・南北史がみえないのは、大徳中刊の九路儒学刊の十史などの元刊本が未だに収集されていないことを示している。この四史と唐書・五代史記とは、おそらく次の金陵新志から明の万曆初までの南監ではこれら元刊本が用いられることになる。

西湖書院の版木類はその後、天曆二年（一三二八）に建康路が集慶路と改められたこの路の儒学に引継がれ、ここで建康路

儒学刊の唐書を含む九路本などが新たに加えられたと思われる。至正四年（一三四四）集慶路儒学刊の金陵新志（一五卷・静嘉堂文库蔵）巻九学校の条に、兵火で散失した四部の書を集めてほぼ備えたとし、注に「十七史書板計紙二万三千張」との総計に続けて、

史記	一八一九	晋書	二九六五	唐書	四九八一
前漢	二七七五	南史	一七七三	五代史	七七三
後漢	二二六六	北史	二七二一		
三国志	二九六	隋書	一七三一		

と丁数を挙げ、さらに史部と集部の書を主に一六書ほどを同様に掲げている。一七史とはいっても南北朝七史がみえず、この一〇史で二三、〇四〇になつてしまふが、後の明の南雍志にあるし、嘉靖修本がかなり現存するから、元末に集慶路儒学には一七史が整えられていたことは確かである。ただし、すでに刊刻されていた宋史・遼史・金史はここに収められなかつたようである、それがこの三史の元刊本を稀観にしたのであろう。

明朝では、洪武の号を称える三年前の乙巳の年（一三六五）九月に集慶路学を充てて国学が置かれ明会要巻二五学校上 国学、明史巻九選舉志・卷七職官志、一四年（一三八一）に鷄鳴山南麓の古台城内に国子監が建てられたが（明史職官志二）、版木類もここに移管された。そして、早くも翌年に補修の行われたことは、南雍志巻一事紀二に、

（洪武十五年）冬十一月壬戌、上命礼部官、修治国子監旧藏書板。……今国子監所藏旧書板多殘欠、其令諸儒考補、

命工部督匠修治之、庶有資于学者。

とあることによつて明らかである。巻一八経籍考下にも、洪武・永楽のときに修補したが、版面の破損が進んでいて、刷るごとに痛みが増したという。

賀次君 史記書録によれば、景泰四年（一四五三）に南監で祭酒呉節によつて史記集解が刊行されたという。これにはいろいろな疑点があるもの、それを示す呉節の序の存在が事実であれば、既刊の「中字本」の補刻を行ない、それが完成したときのものであろう。

経籍志下にはさらに、成化初に至つて祭酒王傾らが努力して文献通考などを補修したというが、元泰定元年西湖書院刊の文献通考や至治二年福州三山郡学刊の通志には成化一〇年（一四七四）の補刊年記のあるものがあり、正史では元大徳建康路儒学刊の唐書に成化一八年の修葉がある。唐書にはついで弘治三年（一四九〇）の補刊記があり、三朝本の宋書にも同四年の修葉がある。万曆二二年に新刊の宋書の司業季道統の序（重刻宋書引）に「監本刻於弘治之初」というのは、このことを指すのであろう。そのほか、元刊の晋書と饒州路儒学刊の隋書に正徳一〇年の補刊記がみえる。

このように明代の前半の南監では、正史はわずかに修補しつつ、折にふれ印行していたかと思われるが、このころの印本はほとんど残っていない。後に二十一史に含まれる宋史は成化一六年の総督両広軍務朱英の序をもつて刊行されているが、まだこのころには南監にもたらされた形跡がなく、それより早く元

史が洪武三年におそらくそのお膝下で刊刻されていたが、その原刻本は元末至正刊の遼史、金史ともほとんど伝存しないから、この時期に二十一史として印行されることがあったとはかなり疑わしい。

それというのも、天順年間（一四五七―一四六四）に別の形の二十一史が姿を現しているからである。南雅志経籍志上は、天順年間官書として「大誥十二本」以下、多数の書を列挙するなかに、史記を欠いた二十一史を次のように掲げる。

前漢書	二十六本二套	後周書	十本	一套	
後漢書	二十四本二套	南史	二十本	二套	
三國志	十五本	一套	北史	三十本	二套
晉書	三十本	三套	隋書	二十本	二套
前宋書	三十本	三套	唐書	五十本	五套
南齊書	十二本	一套	五代史	十本	一套
梁書	十本	一套	宋史	一百本	十套
陳書	六本	一套	遼史	十二本	一套
魏書	三十本	三套	金史	二十四本二套	
北齊書	八本	一套	元史	五十本	五套

史記がどこへ行つたのか疑問であるが、そのあとに次のように割注が続く。

以上二十一史、皆藍綾殼藍綾套牙籤錦帶、共計五百四十本  
凡五十二套、貯在彝倫堂大櫃内○率性堂二十一史○修道堂二十一史○誠心堂二十一史○正義堂二十一史○崇志堂二十一史○広業堂二十一史○以上六堂各有大櫃貯之、其装釘冊

数俱同、七処総計二百四十七部三千七百八十本。

二十一史のおそらくは相當な善本がこの部・冊数の七組、豪華な装訂をもつて宮内の七堂に備わつていたということであるが、当然これらは印本であつて、版木の存在を意味してはいない。冒頭の前漢書のところの「洪武十七年甲子閏二月二十七日進」との注は、少くとも彝倫堂本がこれ以前の印本であることを示している。後に触れるが、この二十一史の各本はむしろ宋元刊本であるが、洪武一七年以前の印本となれば元印本である可能性も高く、南監本として後世に伝えられたこれらの宋元刊本に元以前の印本がきわめて稀なことを思えば、相當な善本であることが推測されるのである。

実は「天順年間官書」の前に彝倫堂および六堂云々といい、「則近年請於工部新印二十一史而已」と続くから、天順官書を新印と誤解させがちなのであつて、近年新印はこの南雅志の編まれた嘉靖一〇年代にとつての新印の意である。

#### 南監本二十一史の成立（嘉靖版）

すでにいく度か引用しているが、南雅志二四卷は、景泰中（一四五〇―一五六）南京国子監祭酒吳節撰の一八巻を、嘉靖初の祭酒の崔銑に次いで、やはり祭酒の黄佐が重纂して同二二年に成つたものであり、卷一八の経籍考は助教の梅鶯が書いたといふ（四庫全書総目提要卷八〇）。

その経籍考の下篇は梓刻本末として明以来の南京国子監での刊刻補刻について略述するが、前節に触れた弘治・正徳までが

ごくわずかであるのに、嘉靖七年（一五二八）に至って次のように詳記している。

嘉靖七年、錦衣衛間住千戸沈麟、奏准校勘史書。礼部議。

以祭酒張邦奇・司業江汝璧、博學有聞、才猷亦裕、行文、使遂一致對修補、以備伝布。於順天府取貯、變充菴寺銀、取七百兩、發本監、將原板刊補。其広東布政司原刻宋史、差人取付、該監一体校補。遼金二史原無板者、購求善本、翻刻以成全史。完日通印、進呈以驗勞績。制曰、可。

於是、邦奇等奏稱。史記前後漢書、殘欠模糊、原板脆薄、剗補隨即脫落、莫若重刊。又於吳下、購得遼金二史、亦行刊刻、共該用工価、銀一千一百七十五兩四錢七分、刷印等費、不在數内。其余十五史、費用尚多。合於本監師生折乾魚銀、寄貯南京戸部、羨余銀内、動支一千八百兩、以給費用。已而邦奇・汝璧、陞遷去任。祭酒林文俊・司業張星、繼之。乃克進呈。然多有遺脱、不如新刻之精緻也。すなわち、このとき南京国子監二十一史が成立したのである。また、刊刻の費用やその調達法なども興味を惹くが、こ

ではまず嘉靖七年当時、宋遼金史が南監になかったこと、そして殘欠模糊、原板脆薄の三史を改雕し、宋史の版木を広東から取寄せ、遼金史は吳下でおそらく元刊本を入手してそれを翻刻したこと、その他の一五史についても、遼金史新雕以上の費用をかけて補修したことが明らかである。

顧炎武は日知録卷一八の監本二十一史の項に、右のことを

嘉靖初、南京国子監祭酒張邦奇等、請校刻史書、欲差官購索民間古本。部議恐滋煩擾。上命將監中十七史旧板、考對修補。仍取広東宋史板付監、遼金二史無板者、購求善本翻刻。と礼部の態度をも含めて簡潔に記し、これらが「十一年七月成」ったとしている。

南雍志経籍考には続けて、梅鷟によって南監所在の全書が九類に分たれて著録され、版木の数まで示されているが、第四の史類のうちにこれら二十一史を次に表示するように掲げる。上段のそれぞれ、各史の内容などを一般的に説明するところは略し、三格を低した下段には現在推定できる範囲でその版本について注記した。

史記大字 一三〇卷 完計二三三五面 嘉靖七年刊  
史記中字 七〇卷 存者一六〇〇面 集慶路儒学梓  
史記小字 七〇卷 存者一一六〇面 見金陵新志

前漢書 一〇〇卷 完 計 二七七五面 嘉靖七年重刊  
集慶路儒学梓

明 嘉靖 南京国子監刊  
明 大徳間 饒州路儒学刊 明初修  
明 嘉靖九年 南京国子監刊  
元 大徳九年 太平路儒学刊 明初修

後漢書	二〇卷	完并前漢 共計五二五二面	嘉靖七年重刊	明	嘉靖九年	南京國子監刊
三國志	六五卷	存者一三九二面 欠者一六六面	集慶路儒學梓	元	大德九年	寧國路儒學刊
晉書	一三〇卷	計一二九六面 存者三一五二面 失者一三三三面	集慶路儒學梓	元	大德一〇年	池州路儒學刊
宋書	一〇〇卷	存者二七一四面 欠者二二二面	集慶路儒學梓	元	大德一〇年	池州路儒學刊
梁書	五六卷	存者九六七面 欠者三三三三三	集慶路儒學梓	南宋前期		杭州刊
南齊書	五九卷	存者一〇五八面 欠者三三三三三	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
陳書	三六卷	存者五四八面 欠者三三三三三	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
魏書	二四卷	存者三三八二面 失者三三三三三	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
北齊書	五〇卷	存者七〇二面 欠者三三三三三	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
後周書	五〇卷	存者八七二面 欠者三三三三三	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
隋書	八五卷	存者一六九四面 欠者三七七面	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
南史	八〇卷	存者一六四三面 欠者一三三三三	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
北史	一〇〇卷	存者二六七六面 欠者四四五面	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
唐書	二二五卷	存者四七九六面 失者八五五面	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修
唐書	二二五卷	存者四七九六面 失者八五五面	集慶路儒學梓	南宋中期	元	明初遞修

五代史 七五卷 完計 七六三面 集慶路儒学梓

元 大徳間 (九路) 儒学刊 明修  
成化一六年総督両広軍務朱英刊

宋 史四九一卷 好板七七〇四面 成化中巡撫両

裂模板二〇四三 廣都御史朱英

遼 史一一五卷 完計一〇三五面 嘉靖七年刊

失者 一二七面 八年以板送監

明 嘉靖八年 南京国子監刊

金 史一三五卷 完計二三九八面 嘉靖七年刊

同右

元 史二〇二卷 完計四四七五面

明 洪武三年序刊

この二十一史は、その後、宋史が嘉靖三五・三六年、晋書・唐書が三七年に補修されたことが版心の補刊年記に明らかであるが、他の一八史にはあまりその間の補刻葉がみられない。そして万暦二年の史記に始って同二五年の宋書・魏書に至るまで、大規模な改版の事業が行われて一四史の万暦刊本が生れ、一方、晋書と唐書を除いて宋元刊本は姿を消し、面目を一新する。この意味でいま述べているものを嘉靖二十一史、次のものを万暦二十一史と呼んでもよからう。

このようにして二十一史が整えられたのであるが、これらは大別して四系統の版木の集成である。

一は三国志・南北朝七史の宋刊宋元明通修のいわゆる三朝本であって、元の西湖書院を経て、至正金陵新志ですでに建康路にもたらされていたものである。版心の上象鼻にしばしば嘉靖八・九・一〇・一二年の補刊記が刻されている。

二は「集慶路儒学梓」とある元の九路儒学刊またはそれに準

ずる元刊本で、金陵新志以後、建康道肅政廉訪使によって各路からここに集められ、明の南監に引継がれた。補刊記は一に同じいが、史記・兩漢書の三史は新雕の嘉靖刊本が二十一史に用いられたらしく、九路本の方は伝本も少く嘉靖年間に印行された形跡がない。

三は明初の刊本で、元史は本来この地で刊刻されたものであるが、宋史は広東から版木を取寄せている。

四はこの時に新雕したもので、史記以下のように在庫の版木の漫漶の甚しいものと、遼金史のようにその失われてしまっていたものがある。南雅志ではすべて嘉靖七年刊とあるが、遼金史から着手されたらしく、現存本の版心上象鼻に記される刊年によれば、この両史が嘉靖八年、史記兩漢書は九年ないしは一二年に及んだ。いずれも字様が似、毎巻の首題および撰・注者の銜名の次行に「大明南京国子監祭酒臣張邦奇司業臣江汝璧奉旨校刊」の二行を掲げ版心上象鼻の線黒口の右半にその年



記が刻される。ただし、遼金史が左右双辺・每半葉一〇行・行二〇字、三史が四周双辺・一〇行・二一字と行格に多少の相違はある。一応の完成が顧炎武のいうように一一年七月に至り、張邦奇に代った祭酒の林文俊から表進されたが、ごく数葉は翌年に手直しされたのであろう。

いずれにしても南監二十一史は、嘉靖七年から一〇年にわたり、さらにその遺漏を一二年までに、既存の宋以来の版木を集めて補修し、また改雕、新雕して構成されたものである。以後、南監ではこれらの版木を用いて二十一史として、あるいは需要に応じて個々に印行したのであるが、以上のような構成であるから南京国子監刊二十一史というのは妥当でなく、南監印とすべきであるが、単に南監二十一史といえよかろう。後に詳述することであるが、万曆以後、一と二の宋元刊本の大半が新たに改雕されるが、晋書と唐書は最後までこの元刊本が引続いて用いられたから、この呼びかたは南監二十一史にすべて通じて適用されることである。

このとき新雕された史記・前漢書・後漢書の三史は、南宋慶元中 建安 黄善夫・劉元起刊本の系統の本を底本としたことが、次のことで明らかである。

史記は黄善夫本に始った集解・索隱・正義の三注合刻本で、その三注の四分の一ほどをも刪略するが、その残存するところは黄善夫本と一致する。これらについては、史記は万曆中に南監で二度も改雕されたから、その二本に北監本を含めて別に詳

述する。

両漢書は、黄善夫・劉元起本では卷末に「右宋景文公以諸本參校手所是正及諸家弁疑並他古注之末」(前漢書卷一上)のようについて、宋祁・劉攽・朱子文ら宋人の注釈が加えられている。この南監本の両漢書にも、多少の省略はあるものの、それがほぼそのまま継承されているのである。

しかし、前漢書の顔師古注・後漢書の章懷太子注が黄善夫・劉元起本に較べて一部 刪略されるのも、量的にはさほど多くないが、史記と同様である。漢書では、卷一上には皆無であるが、卷六武帝紀などにはかなりめだつ。とくに顔師古には、如淳・応劭・孟康・文頤らの古注の二説をあげて一方を非と断じたり、一を掲げて否定しつつ自説を主張するような例が少くないが、ここでは顔師古が是とする説だけが残されて、対蹠的な説明はすべて略されている。後漢書には、卷一上からして二二条の刪略がある。

嘉靖二十一史の伝本はけつして珍しくなく、各史それぞれに一〇部前後が数えられるものの、意外なことに嘉靖新刊の史記両漢書の三史が少く、当初から二十一史として完存するものはない。

まず、現存の三国志の南宋衢州刊本、南北朝七史の南宋刊本(いわゆる眉山七史)、南北史・隋書・五代史記の元九路儒学刊本の大半は、嘉靖八・九・一〇・一二年等の補刻葉を含んでいて、百衲本二十四史の七史と南北史と隋書にもしばしばそれが

見える。すなわち、これらは嘉靖二十一史の一部であったものと思われる。これら宋元刊本は、わが国と台湾所在のものにはほぼ調査されており、補刊年記があるだけに、北京・上海両図書館の善本書目や江蘇省立国学図書館図書録目（一九三五年）も刊・修をかなり明確に記しているので、これらによって現存本を数えると、梁書が七部ほどとやや少いが、宋書・南齊書が約一〇部、他は一五部ほどであろう。

元刊の晋書と唐書、明初刊の宋史と元史のように引続いて万曆二十一史として用いられ、補刻も長期間に頻繁に行われたものは、実査しないと嘉靖と万曆の二十一史のいずれに属するかを決めたいが、前者が国内と台湾とで晋書・唐書とも各九部あり、宋史と元史は国内だけで四部と七部とを数える。嘉靖刊の兩漢書と遼・金史も同じく兩期に亘ったものであるが、やはり国内の現存本が前漢書と遼・金史が各七部、後漢書が最少で三部である。

そして、史記は嘉靖八・九年に改離されて万曆初にはまた改版された、まさに嘉靖二十一史の典型であるが、この嘉靖本は内閣文庫、無窮会、台湾の中央図書館、そして旧江蘇省立国学図書館に存する程度で伝本は少いようである。江蘇図書館本は南京図書館に引継がれているかと思われるが、賀次君「史記書録」によればこれは原刊初印本であるという（同書頁一五〇）。丁丙の善本書室蔵書志に、橘煌之印があるという本であろう（巻六）。江蘇省立国学図書館図書録目には、石室外史・太原橋氏黄葉楼蔵書・詠蘭室・橋西邨黄葉楼蔵書印・黄葉主人・非三

代兩漢之書不敢觀上述唐虞三代之徳の諸印も録されている（巻九）。なお、史記書録のそのところに「莫但驥 五十万卷楼蔵書目録初編に「其版嘉靖間燬於火」とあり、その故に伝本が少いとしているが、後述のように万曆三年本の余有丁の序に「曼恐」といつて焼失を仄めかしてもせず、「其板嘉慶間燬於火」との南監二十一史の終焉の記事との混同である。

このうち、晋書・唐書・宋史は嘉靖三五・六・七年に補修されていて、これは嘉靖二十一史をちょうど二分する時期になるが、いま挙げたこの三史の現存本もまさに半々である。前半期の印本が半分あるというのは、次のことと考えあわせると興味深い。

これらの各本は現在ほとんど二十一史としてではなく個別に伝えられていて、ごく一部が二十一史と称されているが、これもおそらく当初からその体裁を整えていたものではあるまい。そのなかで、ある時期から比較的整った形でいずれかに蔵されてきたものに、宮内庁書陵部の鈞龍家旧蔵本、蓬左文庫本、内閣文庫の明の平泉鄭氏と寛永寺勸学寮の旧蔵本がある。

書陵部本は、二組ある南監二十一史の二で、史記を欠くが、北齊書・周書・五代史記を除いて一部の表紙に「文章／華整／鈞龍」印を捺し、すべて双郭の中に「二十一史」と刷った薄青色地の題簽を貼る。三国志の後半（巻二九以下）を失ったものの宋元刊本をほぼ擁し、明初、および嘉靖刊本もほとんど揃っているが、遼史が万曆三四年の北監本である。そして、題簽

は遼史のも同じであり、刷りもやや新しく、明末清初ごろに新たに作られたものようである。そのころ遼史だけが欠けていたのを配補したのか、他の諸史も完全には揃ってはいなかったものを取寄せたのかは不明であるが、大半の南監本については比較的近い時期に同じところで印行されたらしく、紙質にもあまり差異はない。いずれにしても、七史や五代史記の嘉靖修葉もかなり痛んでいること、晋書や宋史に嘉靖三五・六・七年修葉があることから、嘉靖二十一史としては後期の、万曆に近い嘉靖末か隆慶中の印本であろうと思われる。ただし、宋書や魏書にごく数葉の万曆本が混り、晋書卷六六・六九の一冊が万曆一〇年までの、唐書の卷一一八・一二二、一四二・一六一の全体が万曆四四年まで、また崇禎七年までの後修本であり、さらに唐書などの一部に万曆本を匡郭のところまで切って粘付けてあるのは、後に欠葉および欠巻を補ったものであることはいうまでもない。

蓬左文庫本はそれより降って万曆一〇年代の終りのころの印本で、史記・前漢書・三國志を欠くが、嘉靖版が主体でありながら、すでに新雕成った梁書と五代史記の万曆刊本を含み、兩版混淆して同時に印行された二十一史である。嘉靖版から万曆版への転換期の渦中の印本で、すこぶる興味を惹くものがある。

さてこの二十一史は、右の三史を失い、一六史が嘉靖版で、梁書と五代史記が万曆五年刊の新版である。史記も同三年の刊

であるから、この版であった可能性が濃い。他の万曆版の刊刻は一六年以降になる。嘉靖版には、万曆新版に代えられて廃されることになるものと、引続いて万曆二十一史にも用いられるものがあるが、後者への補刻は、唐書・宋史・遼史に同四・六年のものがわずかに行われているほか、後漢書の卷首に「大明万曆十年重修後漢書」の祭酒以下一〇数名の列銜があり、晋書とともに同年の修葉がある。この官銜は漢書と晋書にもあったはずのものであるが、漢書は全巻を欠き、晋書は首三〇巻を失っていて、いまは存しない。そして、版心の補刊年記の新しいものは、宋史の一五年と唐書の一七年である。さらに、唯一の例外として、魏書(欠卷一・五九)の卷一〇九第一二葉に一六年の補刻が加えられているのである。まもなく廃版になる嘉靖版の宋元刊本のこのときの補修は他に例を見ないし、魏書でもこの蓬左文庫本以外に存在を知らない。

以上のことは年表風の次の万曆二十一史の一覽表(三二四頁)にあてはめると明瞭であるが、万曆版の刊刻は梁書と五代史記以後、継続版への補修だけで一〇年ほども中断し、一六年の陳書・周書から再開して、二五年までに一一史を出して終る。陳書・周書は全葉「万曆十六年刊」の刊記を持つが、刊行は少々延びたのか、一七年修の唐書を含む蓬左文庫本にはまだ用いられず、後続の北齊書や南齊書とともに宋刊三朝本が入っている。すなわち、蓬左文庫の二十一史は万曆一七年、またはその後の数年間に印行されたことが明らかである。

なお、この二十一史は、史記・前漢書・三國志の全巻のほ

か、晋書・南齊書・魏書・隋書・北史・唐書・宋史・元史にもかなりの欠巻があるが、右のように補刻の年代に矛盾がなく、版面の損傷も平均して書陵部本より進んでいるし、装訂は原装と思えないが、料紙その他もほぼ共通していて、印行以来の揃いと思われる。表紙裏あるいは遊び紙に粘られた紙片の「瑞竜院様」<sup>(4)</sup>万暦版／梁書十冊」等の墨書も、嘉靖版（北史）、成化版嘉靖万暦補刊（唐書）とそれぞれに異版のように記すが、まさにその通りでよいことをすでに述べたわけである。

内閣文庫の平泉鄭氏・寛永寺勸学寮旧蔵本は、いまは個々に分解されているが、その蔵印などから嘉靖二十一史と考えてよからう。ただし、現在は南齊書が欠け、兩漢書が嘉靖中の刊本ではあるが南監本でなく、史記・梁書・五代史記が万暦刊本で、万暦刊本は鄭氏の印章が異なる。

他の一五史は嘉靖版であるが、宋・元・明初刊本とも嘉靖一二年までの修本で、同三六年の補刻はなく、每冊首に「淡泉」「大司／寇章」、尾に「凝雲深処／清暇奇觀」「海類逸民／平泉鄭履／準凝雲樓／書画之印」の堂々たる蔵印を捺す。<sup>(5)</sup>兩漢書は嘉靖中におそらく福建で元九路儒学本を覆刻した本で、漢書は斯道文庫本（坦堂文庫）などの墨釘の箇所が訂され、かつ界線がより痛んでいるから、次のこととあわせて嘉靖中に補刻されたことがわかる。この兩漢書にも鄭氏と同じ印があるが、晋書と漢書とに、嘉靖乙丑（四四年）三月・四月・七月・八月の平泉山人の読識語がある。鄭履準は浙江海塩県の人で、海塩県図

経卷一三に伝があり、刑部郎中等を歴任したが、冊首の大司寇章印は嘉靖三十七年に刑部尚書に昇った父の暎（明史卷一九九鄭暎伝）のものであろうし、この識語も晩年の暎の筆になるものと思われる。<sup>(6)</sup>長兄の履準も明史に伝をもつが（卷二二五）、この鄭氏にして当時において嘉靖二十一史を完備できず、この兩漢書を含めた形で愛蔵されていたのである。

史記・梁書・五代史記は万暦五年までの南監刊本で、五代史記にその年、すなわち万暦乙丑七月の「点」「看完」の奥書がある。蔵印は嘉靖本よりぐっと小型になり、わずかに刊行の早い史記が「平」「泉」「凝雲／堂印」「司寇／大夫」、梁書・五代史記は「平」「泉」「參軍／大夫」「青官／侍御」である。なお、嘉靖・万暦本を問わず全本に「武州東叡山／勸学寮文庫」「浅草文庫」印を捺す。

大半は書陵部本、蓬左文庫本より早い嘉靖前半期の印本ではあるが、当時すでに欠本を生じていたか、名門の鄭氏にして購得時に二十一史を揃えられなかったことの一例であろう。

江蘇省立国学図書館図書総目（民国二五年序刊）著録の丁丙旧蔵の南監二十一史はせっかく史記の嘉靖九年刊本から始るが、他はほとんど万暦版で、蔵印もそれぞれに異り、やはり後年に取合されたものようである。

### 南監万暦二十一史

万暦二十一史の開扉は、同二年（一五七四）の史記からであ

る。その刊行は翌年になったが、史記の諸序の末に国子監祭酒余有丁の序がある。しかし、それは「国学故蔵史記久、乃曼漣不可読、余病之、将他梓人……」に始つて、あとは先人の伝注がよろしくないから司業の周子義と修正に努めたということとを纏々述べるばかりで、史記以外についてはまったく言及しようとしていない。まして、二十一史を改版しようとする意図や構想について触れるところはまったくない。次の梁書の四年の余有丁、五年の司業周子義の序も、梁書について記すばかりで、ほぼ同様である。

このことは、あるいは当時また万曆二十一史を新たに開雕する大事業を企画しておらず、漫漶が甚しくて需要の多いものと、同じくあまり巻数の多くないものを個々に刊刻したらしくもみえて、前節の嘉靖二十一史の蓬左文庫本のところで触れたが、五年に五代史記を出したあと一〇年余も中断し、その間、旧嘉靖版の晋書・唐書・宋史などの大冊を補刻している。一六一年に至つて再開し、陳書・周書・北齊書から着手して、次表に掲げるように相次ぎ、計一四史に及んだ。このうち五代史記を除く全史に序文が付いているが、いずれもその史がもつとも痛んでいるといい、その校正の困難を訴える類のもので、とくに取りあげるほどのものはない。

万曆中に新たに刊刻されたのは次のものである。嘉靖版から引継がれて、この期に補刻が行われたものは一格低げて掲示した。

	史記	隋書	北史	南史	南齊書	北齊書	周書	陳書	(金史)	晋書	後漢書	前漢書	宋史	遼史	唐書	晋書	五代史記	梁書	史記	万曆年刊	祭酒	司業	
二四	二四	二二	二〇	一九	一八	一六	一六	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	六	四	四	四	二四	二五	二二	三	余有丁	周子義	
		二三	一九	一八	一七	一七	一七	一六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	馮夢禎	馮夢禎	陸可教	趙用賢	張一桂	趙用賢	趙用賢	趙用賢	高啓愚	高啓愚	高啓愚	高啓愚	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛
	馮夢禎	馮夢禎	馮夢禎	張一桂	張一桂	張一桂	張一桂	張一桂	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛
	黃汝良	黃汝良	季道統	張一桂	張一桂	張一桂	張一桂	張一桂	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛	劉瑛

宋書 二〇 陸可教 馮夢禎  
二二 馮夢禎 季道統  
二五

魏書 二四 馮夢禎 黃汝良  
二五

史記が再度にわたって刊刻されたのは異例であるが、このことについては嘉靖本・北監本も含めて別に述べる。一方、新雕されなかったのが前漢書・後漢書・晉書・唐書・宋史・遼史・金史・元史の八史で、いずれも嘉靖二十一史の継続となるが、内訳は元刊本が二、明初刊本が二、嘉靖刊本が四である。これで三朝本と称された宋刊本がすべて姿を消し、元刊本も過半が交替したが、晋書の三一五〇、唐書の四八〇〇と版木の多いものが残された。明初刊本の宋史・元史もかなり痛んできていたが、これも見送られたのは約一万・四五〇〇というその版木の枚数のためであろう。

万曆新刊本の行格は、当初の史記・梁書・五代史記が四周双辺・每半葉一〇行・行二一字、第二期の陳書以下が双辺・九行・一八字にはば統一されているが、その終りの方で史記と魏書が左右双辺・一〇行・二一字となり、三国志だけが左右双辺・一二行・二三字と異なる。しかも三国志は、注文を他の各史のように小字双行に割って本文の間に挿入することをせず、いわゆる北宋咸平刊呉書のように改行、低一格して大字のまま載せる。字体も明朝体と写刻体の二様があり、三国志の馮夢禎など、みずから熱心に校正に当った祭酒が校了の日付を刻するよくな場合もある。このように完全に一定の規格に整えられてはいないが、嘉靖本と同様に、首題、撰・注者名の次行に各一行

をとって「大(皇)明南京国子監祭酒」および司業の銜名を掲げ、版心上象鼻に刊年を刻すことよって南監本であることを明示する。前の表の刊年と祭酒・司業の氏名はだいたいこれによっている。

ところで、この万曆二十一史刊刻の祭の校合本の一部が上海図書館に伝えられている。馮夢禎の校した三国志のうちの魏志卷一・二・六七八の五卷二冊で、嘉靖二十一史の一の南宋初期衢州刊至嘉靖一〇年通修本である。上海図書館善本書目(一九五七年)に著録されていないが、全国図書館職員友好の翼訪中団が一九七八年六月六日に同館を訪れたときに供覧されたという。中国研究月報三六七号(一九七八年九月号・特集中国の図書館)に所載の同館の専選陳列目録に、VII 校本として、(横山弘氏 記録・補)

三国志 存魏志五卷 卷一至二・六至八 二冊

宋刻元明通修 嘉靖十年印本

(明馮夢禎校刻南監底本 清吳省蘭跋)

此本經馮夢禎手校。後南監重刻三国志、即以此本為底本

魏文帝紀卷末有「南京国子監藏書記」八字陽刻朱長方印

「万曆丙申正月十九日校文帝紀／夢禎」藍墨手筆

「乾隆癸巳十一月初三至四日校完／清谿」朱墨手筆

とある。文帝紀末の馮夢禎の識語は、「丙申正月二十七日校完／夢禎」とほぼそのまま、万曆版の三国志のそのところに刻されている。

この三国志はいまはわずか五巻の端本であるが、南監で嘉靖

一〇年まで補修し、おそらくその直前まで刷りつづけたであろう衢州本が万曆版の底本とされたのは当然である。しかし、当時の南監でこの衢州本以外の宋元刊本をどれだけ校訂に利用できたものか、南雍志経籍考では七堂にあった二十一史が挙げられるだけであるが、この本の校語はぜひとも見たいものである。

それとともに、衢州本でさえ注を本文の間に小字双行で挿入してきているものを、いままら馮夢禎がいわゆる咸平本のように大字のまま改行低格して掲げた理由を窺いしれないかと願うのである。

嘉靖版を主とする蓬左文庫の二十一史に万曆の梁書と五代史が入っていたように、完成したものから随時印行されることもあったであろうが、二十一史として登場したのは二六年以後であったと思われる。

内閣文庫蔵の中原職忠旧蔵二十二史六六九冊は、万曆版を主としつつも、嘉靖版の万曆以前の印本・北監本その他の明版・清刊の明史を含むなど半分近くは他本が取合されているが、万曆二一年刊の北史に伝一四第五・六葉、伝七一第一三・一四葉が欠葉となっている。ところが、都立中央図書館の川田氏旧蔵本と内閣文庫楓山文庫本の北史では、この四葉が万曆二六年刊となっている。都立本は二十一史であるが、宋史がより善本の嘉靖三四年以前印本であるほかはすべて同時の印であると思われる、両漢書・唐書・金史・元史に同じ二六年の修葉があり、唐

書のは二九年に及ぶ。内閣文庫本も、いまは分散して架蔵され二十一史を称していないが、宋史を欠き、元史は至雍正七年修本をもって補っているものの、他は装訂も同じくして明らかに二十一史を構成していたもので、万曆二六年の補修の状況については都立本と違わない。すなわち、中原本の北史は二一と二六年の間の、都立本と楓山本は二十一史としてその後の印本ということである。そこで後者がほぼ全二十一史を備えて二部も存することも合わせて推すと、二五年に魏書をもって新雕を終えたあと、嘉靖版以来の旧刊本を一部に含めた新二十一史を、二六ないし二九年に再整備したりえて世に送ったとみて誤りがないのではないかと考えるのである。

その後、万曆中には唐書・宋史・元史など元・明初刊本を主にごく部分的に補修が重ねられたが、調査した範囲でもこの間の印本が各々一〇部ほどが伝えられているから、相当の部数が刷られたと思われる。しかしそれだけ漫漶は進み、天啓二・三・四年（一六二二〜四）にかなり大がかりな補修事業を行うことになった。後漢書の上に、天啓三年の国子監祭酒黃儒炳の重修後漢書小叙、司業葉燦の重修後漢書題辭があり、兩名以下、計四四名の天啓三年重修刻の官銜が掲げられ、元史にも目錄に次いで四名の官銜があり、「其新刻過字三十八万五千九百七十三個」という。京都大学付属図書館（四二三冊）と同文学部（五六九冊）蔵本は、後修本などを寄せているが、その過半は天啓修二十一史のようである。文学部本の宋史に、天啓五年一月・二月の舛向居士による補写葉が一〇葉ほどもあるが、宋

史は至万曆二八年通修本、すなわち同三四年以前の印本であつて、天啓修本ではない。

万曆二十一史は清の嘉慶一〇年（一八〇五）まで版木が存し、その間にしばしば印行されたから、それに応じてしばしば補刻されることになった。明末では崇禎一・二・三・七・一〇・一一年の補刊年記がみえ、「東廂王東廂王同補」「東廂侯補修」「兩廂侯補修」などの文字が添えられることがある。元史に著しいことであるが、巻頭の第一葉が崇禎の補刻にあたる葉では、首題の次行の撰者の王禕等の官銜を削り、三年は「南京國子監祭酒侯格／司業謝德溥補刊」に、七年は同様に祭酒胡尚英・司業王錫姿、一一年は祭酒王錫姿・司業周鳳翔に代えている。南史には「唐学士李延壽撰 明祭酒王錫姿」とする例もある（巻一二）。

明朝は当時、滅亡の寸前にあつたが、南京は李自成の乱の戦禍を免れたから、その間にも右のような修・印が行われたらしい。北京が陥れられると福王弘光帝が南京に擁立されたが、その弘光元年（清順治二年・一六四五）の補刻葉さえ、わずか一葉ながら後漢書にある（伝六九上第五葉）。

清朝は順治元年に北京に入京し、ただちに明の國子監を太学とし、祭酒・司業以下を置いたが（清史稿卷一一二 選舉志一 學校上）、南京國子監は廃されて、同六年に江寧府儒学に改められた（江南通志卷八七 學校志 江寧府）。したがって、もはや嚴密には南監本とはいえなくなったが、二十一史等の版木は府学に引継がれて保管され、一六年から一八年にわたって全史

に大規模な補修事業が行われた。大倉集古館蔵の二十一史四七一冊は、漢書の大半（存卷九七・九九上）と後漢書の一部（欠卷一・二・四一・四五）を欠くが、このときの印本であつて、冒頭の史記の首に一六年一〇月望日付の江南江西總督郎廷左の重修廿一史序を掲げるのをはじめとし、一八年の何可化・一六年の徐為卿・毛一麟・衛貞元の同じく重修廿一史序を列ねている。また、しばしば巻末に「順治己亥年八月十五日／江寧府儒学教授朱模閔」のような二行がある。ただし、以後の修本には郎廷左以外の序はすべて削除されて、新たに康熙修の序が加えられる。

康熙年間（一六六二～一七二二）では、五・一二・二〇・二五・二六・二七・三九（四〇）・五五年の補刊記がみられる。二〇年のものにはほとんど「江寧知府陳龍巖捐俸」の文字が版心下象鼻にあり、二五・六年のものは江南江西總督・江南安徽巡撫をはじめ、江寧県・上元県・松江府・滁州・溧水など周辺の知府以下教諭・生員らが捐資し、また版下を書いたことを示している。これらのなかに、「裝釘書戸董懋校正費刊」「刷釘書戸易孫董陸費刊」「書業儒堂陳論費刊」というのがあつて、印刷・製本・出版業者の参加のしかたも窺わせておもしろい。宮内庁書陵部蔵のもう一つの二十一史が、この二五年を中心として二七年に及んだ補修の際の印本である。

三九年の補刻は大事業でその葉数も多いが、史記の冒頭に順治の郎廷佐の序に次いで、康熙四〇年の江寧等処地方巡撫の宋肇の重修廿一史序、江南等処学政提督の張泰交の序、江寧府儒



学教授荊子邁の跋、そして重修廿一史姓氏と称して江南江西総督の陶岱以下、右の三名も含めた二〇数名の官銜を連ねる。宋肇は「……洪武時所刊廿一史版、順治己亥兩江總督郎公修其漫漶殘欠者、今又四十余年矣。蟬風朽蠹、增多於昔、……」と、張泰交は「……大中丞宋公邀飲陸子泉、談及南雅書。旧貯廿一史板、年久殘欠、欲糾同志輯而完之。……」と、荊子邁は「……計資則費一千四百兩有奇、各憲捐如其數、計書則梓四千頁有奇、各史補字無算計。時於始於庚辰（三三九）五月、竣於辛巳（四〇〇）四月、……」と補修の動機や経緯を述べている。また、各史の各巻の末にときに「康熙庚辰年江寧府／儒学訓導王奕章校」のように、右の官銜に監修官となつている者の校記がほぼ二行に刻されることも多く、陳書のように版心にまったく補刊年記がなくともこれが存在する場合もある。補刊年記はすべて三九年であるが、これらによつて至四〇〇年通修とすべきことが明らかである。

その後一〇〇年ほどの間には、葉数はそれほど多くないが、康熙五五・五六年、雍正三・七・一二年、乾隆二・一六・二三・二四・五五・五七年、嘉慶二年の補刊年記があり、わずかづつ補刻しては印行を続けていたようである。二十一史すべてが同時の印本で揃えられているものとは限らないが、静嘉堂文庫の中村敬宇旧蔵の二十一史六二〇冊、東京大学東洋文化研究所の同四九五冊は至乾隆二年通修本であり、内閣文庫の二十一史五〇〇冊はもともと遅い至嘉慶二年通修本である。嘉慶二年修葉は、魏書（伝二九第九葉）、宋史（伝一二二第一一葉）、元

史（紀三五第二一・二二葉）にあり、いずれも「上元訓導毛藻捐」と刻されている。

これが管見の限りではもともと新しい補刻であつて、嘉慶一〇年（一八〇五）にこれらの版木が焼失し、南監二十一史はその幕を閉じるのである。清代後半の江寧府志の類にはほぼすべて触れられているが、李宗羲等編 同治一三年所刊の上元江寧兩県志（二八卷 一二冊 静嘉堂文庫蔵本による）巻八考 学校にもっとも詳しく

（文爾堂）堂後為尊経閣（蔵国学十三經・廿一史・通鑑綱目・通典・通鑑、而即廷在序之。所 謂再監板二十一史也。）嘉慶十年乙丑五月 尊経閣燬於火、各書板及吳天雨紀功碑燼焉。

とあるものである。

嘉靖二十一史が発足して二七〇余年、万曆刊本のもっとも遅い宋書などで二一〇年の年月を、補修を繰返しつつ印行されてきたものである。個々にみれば、それぞれ最後まで原刻葉が残っているから、明初刊の宋史・元史は四二〇年前後、元刊の晋書・唐書は五〇〇年もの間、刷られつづけてきて、ついに命脈を絶つたということである。その寿命の長さに驚くとともに、たびたびの大きな補刻の際の序跋に常に漫漶が著しいといわれていたように、文面が汚れて読みづらい二十一史を、明末から清にかけての士人たちは努力して読みふけたのであろう。

万曆中から北京国子監でも二十一史が刊行され、明末の崇禎中からは汲古閣十七史が刊刻され、とくに後者は相当に流布したようであるが、原刻本の伝存はきわめて稀であるから、汲古

開本が一般的になったのはむしろ南監本が減じてからと思われ。明清の士人に歴代の歴史知識を与えたのはこの南監本二十一史であったとして、あながち過言ではあるまい。

### 北監二十一史

北京国子監は、永楽帝の即位の翌年（永楽元年・一四〇三）二月庚戌に設けられた（明太宗実録卷一七・明史選舉志）。

南監で万曆二十一史の編成が終盤にかかったころ、呼応するように北監でも二十一史を刊刻した。版心の刊年が、後漢書・唐書の二二年（一五九四）に始って、北齊書・金史の三四年に終るから、前後一五年ほどを要したものであろう。

二十一史各史の刊行の順序は不同のようであり、史記にも最初に完成されたらしい唐書にもまったく序跋の類がなく、いつさいの経緯を示さないが、版心上象鼻の右半にすべて「万曆二十三年刊」のように刊年が入っており、また巻頭の首題と撰・注者の銜名の次行に、校刊に当った国子監祭酒・司業らの官銜が掲げられているから、各史の刊年と担当者とはほぼわかる。ここに奉勅重校刊とあるから詔勅が下って開始された事業であるが、神宗実録にそれがみえない。ともかく、この二十一史の刊年と祭酒らを表示する。

刊年が数年にわたるものも採ったが、主たるもののほかは小字とした。

祭酒・司業の欄の右肩小字の暫・署・管は、それぞれ暫掌国子監事・署国子監事・管国子監司業事である。途

中交替の場合の後任者は備考欄に掲げた。

史記	前漢書	後漢書	三國志	晉書	宋書	南齊書	梁書	陳書	魏書	北齊書	周書	隋書	南史	北史	唐書	五代史	宋史	遼史	金史
26	24	22	28	24	24	33	33	33	24	33	31	26	30	26	22	28	27	34	33
劉応秋	劉応秋	李廷機	敖文禎	方從哲	方從哲	蕭雲舉	蕭雲舉	李騰芳	李廷機	李騰芳	蕭雲舉	劉応秋	楊道賓	方從哲	蕭雲舉	葉向高	方從哲	沈攸	李騰芳
楊道賓	方從哲	方從哲	黃汝良	黃汝良	李騰芳	李騰芳	李騰芳	方從哲	方從哲	方從哲	李騰芳	楊道賓	蕭雲舉	黃汝良	葉向高	黃汝良	黃汚良	方從哲	李騰芳
卷101以下	卷83以下	卷83以下	吳書	黃汝良	黃汝良	李騰芳	李騰芳	方從哲	方從哲	方從哲	李騰芳	楊道賓	蕭雲舉	黃汝良	葉向高	黃汝良	黃汚良	方從哲	李騰芳
祭酒	司業	司業	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
方從哲	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓	楊道賓

元史 29 30

楊道賓

管蕭雲萃

卷51以下  
卷101以下

祭酒黃汝良  
管司業事周如砥  
祭酒事周如砥  
管司業事周如砥

北監二十一史はこのように一〇数年を要して成り、版心の刊年や首題につづく祭酒等の銜名はそれぞれ異なるが、行格・字樣等をほぼ統一している。史記にしても、諸序を史記索隱序・史記索隱後序・補史記序・史記集解序の順に並べるが、丁付を通してのから順序の変化は生じない。首題は大題を上にし、版心にもすべてその巻次を用いて、志伝においても通卷数だけが示される。ただ後漢書の場合、統漢志を紀と伝の中間に入れて巻次を通算したので、列伝の巻次が従来ものと異なることになり、殿版がこれに做ったのである。

すなわち、首題とその次行以後の撰者・校刊の祭酒等の名は、史記を例にとると次のように掲げられている。

「史記卷一 五帝本紀第一」

漢太史令龍門司馬遷撰  
宋中郎外兵參軍河東裴駰集解  
唐国子博士弘文学士河内司馬貞素解  
唐諸王侍讀率府長史張守節正義  
皇明朝列大夫国子監祭酒臣劉応秋

承直 郎国子監司業臣楊道賓等奉

勅重校刊

行格等は、同じく史記の首葉では、左右双边(二・二・九×一四・二<sub>ナシ</sub>)、每半葉一〇行・行二一字・注文小字双行、版心は白口で、上象鼻の右半に「万曆二十六年刊」のように刊記を、題を「史記卷一 本紀 (葉次)」のように刻す。尾題は「史記

卷一百三十終」。

北監本が底本としたのは南監本であって、史記はそのなかでも嘉靖版に抛り、他は兩漢書・遼金史の嘉靖版、晋唐書の元刊本を含めた万曆版を用いた。したがって、前述の嘉靖版の三史の注の刪略は、ほぼ北監本に受けつがれている。当時、とくに北京ではより以上に善本を得にくかったであろうし、ともかくも南監で校訂を経て二十一史を刊刻したところであり、しかもその当事者が北監に転じて再び事業に当たってもいる。

劉応秋は一六〇一一年に南京で司業として北史を刊行し、北京では二四年に祭酒として前漢書、二六年には史記を担当しているから、おそらく南監での経験を生かして二二、二三年ごろに始る北監二十一史の刊行に当初から参画していたのであろう。黃汝良は南監では祭酒馮夢禎を助けて二四年ごろ史記・三國志・魏書を出し、この事業に積極的に働いたが、北監に管司業事となって宋書・北史・宋史・三國志・五代史を手がけている。それが二六、二八年と劉応秋を次ぐ時期であって、北監本への兩名の貢献は少くないと思われる。

北監本の伝存は南監本よりかなり少ないが、その大半が二十一史として揃っているのが特徴である。「史記」以下の各史別ながらほとんど共通の形式の、あるいは「二十一史」の多くは薄水色の印刷題簽を粘り、なかには表紙とともに後補のものもあるが、だいたい二十一史それぞれに同時に印行されているようである。反面、これらの題簽はそれぞれ数種があり、目錄題

簽を付すものもあって、二十一史が何回にもわたって刷られたことを示す。

しかし、五〇〇冊前後にも及ぶ一大叢書なだけに、当初からの全史全巻を完全に備えるものは珍しく、一部に欠巻・補写巻・南監本等の別本を補配する巻を含むのが普通である。また、明清人の蔵書印がほとんど捺されていて、訓点などの書入れも尊経閣本の前半を除くと稀で、南監本に較べるとあまり尊重されなかったことを窺わせる。

内閣文庫蔵でいまは各史ごとに分たれているが昌平坂学問所・浅草文庫・慶応乙丑の諸印の捺された本が、五代史と晋書の一部を欠いて存四九〇冊ながら、やや早い時期の印と思われる。宮内庁書陵部の完本五三九冊、東京大学東洋文化研究所大木文庫の四八三冊(欠三国志・陳書・五代史、その他にも有欠巻)、尊経閣文庫の三一九冊(有補写・南監本補配)、東洋文庫の五六一冊(有補写・南監本補配)はわずかに後印本である。京都大学人文科学研究所の四三〇冊も同様だが、後漢書・陳書・南史・北史が康熙修本である。冊数が多いだけに、ほとんど補写・別印・別修・別版など数種を寄せているのもやむをえない。

とくに静嘉堂文庫蔵本は、いまは各史ごとに離れた形で収められるが、毎冊首に「帰安陸氏守先／閣書籍稟請／奏定立案帰公／不得盜賣盜買」印(二行と四行の二種)が捺されているから、陸心源旧蔵時の二十一史であると思われる、現在は宋史を欠いて計四〇〇冊、数種の北監本を寄せあつめて揃えたもので、

原刻本・崇禎修本・康熙修本が入混っている。このうち、史記・後漢書・隋書・遼史・金史・元史には「提督順天等／府学政関坊」の漢滿両文の大型印などの三印があるが、これらが捺された葉が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻本で二十一史を揃えることが必ずしも容易でなかったようで、一部に崇禎修本を配補せざるをえなかったものであろう。そしてさらに清の後期ごろに過半が欠けたあと、残ったこの本の六史を基本としていろいろ取合わされたらしく、「太原趙瑾」「陳印国猷」ほかの諸印のあるものなど五、六種の本を混えていて、とりわけ陳書の全四冊と三国志・魏書・元史の一部には康熙修本が補われている。北監本の補刻については次に述べるが、崇禎・康熙の二度のそれは二十一史の全巻にわたって行われたもので、部分の補刻はなかったから、これらの大半は巻単位で欠巻に補配されている。異例なのは、後漢書の巻三第一葉の補写で、その版心上象鼻に「日本寛政七年補」と記され、かつ、その葉の右上方に陸氏の印が捺されているものである。また、康熙修本は、これも後述するように、版心の万暦の刊年をすべて削りおとして、各巻の第一葉だけ「康熙二十五年修」と彫りなおすのであるが、この本の康熙修本はそれを切取って裏に紙をあてがいが、第二葉以下の白紙の分も含めて全葉のそのところに、三国志は「万暦三十四年刊」、陳書と元史は「万暦三十年刊」、魏書は「万暦三十四年刊」と加刷(押捺)してある。おそらくは、書肆が陸氏のところへ納めたときに加工したものであるう。

これら北監本のなかで、慶應義塾図書館蔵の田中萃一郎文庫の遼史一二冊が白眉である。三九・一〇二・八の大型本で、瑞鳥瑞雲文を織った密柑色の絹地で覆った厚い表紙に、同じ絹裂の「遼史<sup>卷十之</sup>」（第一冊のものは欠）のような印刷題箋と細密な目録題箋（方一六・五<sup>七</sup>）が貼られてある。表紙が頑丈すぎて絹地だけの包背装を壊しているが、綴じめは背から四・四・五<sup>七</sup>もの深いところに三箇所ある。料紙は白い開化紙で、刷りも新しい。おそらく、初印の特製本で、内府に献上されたかそれに準ずるものであろう。第一冊首の進遼史表の首半葉が失われ、補写されている。

ついで、神田喜一郎氏蔵の晋書八〇冊がある。装訂は一般のものどさほど変らないが、やはり白紙で初印本と思われ、冊数が他の晋書はせいぜい三四冊なのが八〇冊になるほどに、すこぶる厚手の奉書紙のような料紙に鮮やかに刷られている。

北京国子監刊二十一史は、明末の崇禎六年（一六三三）と清の康熙二五年（一六八六）の二度に、全史全巻が一括して補修された。ただし、仔細な検討はいまだに怠っているが、一通り見たところでは、後の康熙修本でも本文の漫漶は甚しいというほどのことではなく、本文を補刻したところは発見できなかった。ただ、毎巻頭をいささか彫りなおし、冒頭に上進表を付けて加えているものである。

崇禎六年の補刻本には、まず史記の冒頭にその上進表があつて一一葉に及ぶが、それは「国子監祭酒吳士元等／欽奉／聖旨

擬奏書板修補已完具見／勤恪者該衙門刷印裝潢／進／覽謹奉／表上／進者……」にはじまり、「崇禎六年十一月二十九日／奉／聖旨覽進二十一史具見愜忱／該部知道欽此」と結ぶものである。

各巻の首題とそれに続く撰・注者名の次行には、原刻本では校刊の祭酒や司業らの官銜が各一行をとっていたが、崇禎修ではここを彫りなおし、これを小字双行に割って半分に縮めたあとへ、このときの祭酒吳士元と司業黃錦の奉旨重修の官銜をやはり小字ではめこむのである。文章ではわかりにくいから、先に原刻のところで掲げた史記の巻頭を対比して挙げる。

「史記卷一 五帝本紀第一

漢太史令龍門司馬遷撰

宋中郎外兵參軍河東裴駟集解

唐国子博士弘文学士河内司馬貞素隱

唐諸王侍読率府長史張守節正義

皇明朝列大夫国子監祭酒臣劉応秋

承直郎国子監司業臣楊道賓等奉

勅重校刊

皇明朝列大夫国子監祭酒臣吳士元

承直郎司業仍加一級臣黃錦等奉

旨重修

各史ごとに首題・撰注者・万曆原刻の祭酒と司業が異なるのは当然であるが、小字の末四行は二十一史の全巻に共通する。版心上象鼻の刊年はすべて原刻のままであるが、右の祭酒吳士元と司業黃錦の奉旨重修の官銜が全巻にあるから、崇禎六年の補刻はこの部分だけは二十一史にいつせに行われたのである。

この場合、万暦の原刻の校刊者の祭酒や司業の名は、崇禎の兩名の欄を作るために大字単行であったものを削って小字双行に彫りなおされるが、表に明らかのように原刻時の祭酒・司業は多いから混同し、南史卷四四にはこの本と無関係の祭酒方從哲・司業黃汝良の名に誤られている。この北監本はふしぎなことに原刻の後印本から本文はきれいなのにこの官銜の部分だけに漫漶がめだちはじめ、結局、次の康熙修でもこだけ修補、というより彫りなおして終るのである。

内閣文庫蔵の旧高野山积伽文院本は、漢書の一部と元史を欠いて四七〇冊、北史の一部に原刻本を混えているようであるが、崇禎修の二十一史としてきわめて数少ないものである。

次で、清の康熙二五年（一六八六）に至って、再び同じような補修が行われた。巻頭に近い三行の前回の崇禎のときに彫りなおされた万暦と崇禎の祭酒と司業の官銜が、各史の全巻にわたってすべて削りとられる。そして、各史とも目録首と巻一首など冒頭だけ次のように改め、他の大半の巻首は三行を空行のままに残してある。

「康熙二十五年国子監祭酒臣常錫布祭酒加一級臣翁叔元司業臣宋古輝

司業加一級臣達雅司業臣彭定求学正臣王默典籍臣程大畢奉旨重校修

しかし、例えば漢書は、漢書叙例の首は崇禎修のものをそのまま残し、目録首は右のように改め、巻一首からは三行空行と

いう不統一、不徹底である。

また、版心上象鼻の万暦の刊記もすべて削り、毎巻の首葉にだけ「康熙二十五年重修」の八字に代えている。第二葉以後はまったく白口になるが、ただしこれも杜撰で、稀に万暦の年記が残されている。

内閣文庫に二十一史五〇〇冊がある。

なお、王重民 史記板本和参考書に、「其版康熙間修補一過、至今猶存」とある（図書館学季刊 一—四 一九二六年）。

#### 史記三本の注について

前述の南監二十一史のうち、晋書や唐書は一貫して元刊本が用いられて遂に新雕されなかったのと対照的に、史記は嘉靖九年、万暦三年、同二四年と実に三度も改版された。いずれも集解・索隱・正義の三注合刻本であるが、いかに史記は需要が多いたといえ、このように彫りなおされたのは三家の注に問題があったからである。

三注合刻本は現存本に見るかぎりでは南宋慶元中の黃善夫本に始るが、これに較べると南監の史記は三本とも大量の刪略があり、とりわけ第二の万暦三年版にそれが甚しい。当初は別々に施された三注を合わせれば、重複、煩雑の箇所が出るのは当然で、黃善夫本にすでに正義の省略が行われているわけであるが、また集解と同文らしいところに「索隱註同」と書かれる場合があるが、南監本はいずれもこれを大胆に押し進めたものである。

まず、嘉靖版は南雍志経籍考にあったように嘉靖七年の沈麟の奏上から端を発し、祭酒張邦奇・司業江汝璧らが両漢書とも担当したのであるが、とくにこの本のための序跋がなくて、その目的や基準を明らかにしない。史記集解序・史記索隱序・史記索隱後序・補史記序・史記正義序・史記正義論例證法解列国分野の史記諸序は三本にすべてあり、この本と万曆二四年版には省略がないが、万曆三年版は集解序の索隱・正義をすべて略してしまふ。

史記の正文についてはまだ詳密に検していないが、かねて南監本はあまり評価をえておらず、毎巻末に祭酒馮夢禎の校記を付す三國志でさえ、宋元刊本に較べてかなり劣っていたことからも(宋元刊三國志および晋書に、ついでして、斯道文庫論集一六)、ある程度それは類推される。賀次君史記書録は、第一の嘉靖版については本文に触れないが、万曆三年版がとくに劣ることを北監本の項で例示し(頁一七四～五)、万曆二四年版についても三五ほどの誤脱例を指摘している(頁一七二～三)。結論は必ずしも明快ではないが、万曆三年版よりは善いものの、万曆二四年版と北監本にもなお誤脱が少くないということである。

三注にいたっては、張元濟が校史隨筆に監本大刪三家注と題していうように、従来の三注合刻本から大量の条の刪略を行ったのである。

以監本校黃善夫本、集解全刪者四百九十九條、節刪者三十五條、索隱全刪者六百一十三條、節刪者一百二十二條、以正義為尤多、全刪八百三十七條、節刪一百五十七條。

これを合わせると、全刪一九四九、節刪三一四、計二二六三条となる。事実、卷一の五帝本紀だけをとり、校点本の注の番号を寄せると三二四あるが、これは黃善夫本以来の元明刊本の三注とわずかに異るところがあるから、百衲本の黃善夫本によって三注別に数えると四七五条となり、そのうち全刪九五條、節刪二〇條で、ほぼ四分の一を略している。内容の重複するものを省くことは確かであるが、その域をはるかに越える数であるのに、刪略の意図や規準は、南雍志に「学深くして才裕か」という張邦奇らの序跋もなく明らかなでない。

しかしそれでいて、黃善夫本以来のものであるが、五帝本紀卷尾の太史公曰の「孔子所伝宰予問五帝德及帝繫姓」の正義に、

(前略) 五帝德及帝繫姓皆大戴礼文及孔子家語篇名漢儒者以二書非經恐不是聖人之言故或不伝字也

とあり、続く「儒者或不伝」の索隱がすでに、

五帝德帝繫姓皆大戴礼及孔子家語篇名以二者皆非正經故漢時儒者以為非聖人之言故多不伝学也

と注して、ほとんど重複するのを省かない。これは、武英殿版から先掲の正義が削られて、整った形で校点本に至っている。因みに南監本では、万曆三年版はこの両注ともきれいに取り、同二四年版は無批判にもこの通り復活されている。

南雍志はこの史記の成立直後の南監所蔵二十一史を列挙し、この本を大字として、他に中字と小字の二本のあることを記していたが、大字本の刊刻に際して所蔵の二本に依拠したのである

うとは十分に考えられることである。しかし、中字本は集慶路儒学梓とあるから、元大徳九年饒州路儒学刊の一〇行二二字本とみられるが、いまのところ現存本が確認されず、しかも集解と素隠の二注本であると思われるから、ここでは考慮の対象になりにくい。また、小字本というのが具体的にどの本を指すかも特定できない。

現存本からいえば、三注本として南宋黄善夫本（九行一八字）を次ぐものとしては、元の至元二五年（一二八八）彭寅翁刊本（一〇行二一字）がある。経籍訪古志以来、この本にもまま三注に刪略があるといわれているが、水沢利忠氏は項羽・孝景・孝武本紀からその一〇例を示し（史記会注考証校補 九 史記之文献学的研究 頁一五二～三）、賀次君氏は周本紀に表に八三条を挙げている（史記書録 頁一一五～七）。しかし、五帝本記には刪略が皆無で黄善夫本とまったく変らず、一〇〇条余を略す南監本とは大きく異なる。その上、彭寅翁本に節略された素隠・正義の一部が逆に南監本に残っている例があるから、彭寅翁本の三注の刪略が南監本に連るといふ痕跡はみられないのである。また、南監嘉靖版にわずかに先立って嘉靖四〇六年に、屢沢王延喆と金台王諒（柯維熊校）が前後して黄善夫本を覆刻ないしはそれに準じて翻刻したが、これらもその連絡はない。ただし、節略の多少の差はあれ、黄善夫本以来これら各本の三家の注文はいずれもまったく同じ系統にあり、武英殿版・同治九年金陵書局刊本から校点本と連る近本とはやや相違する。

賀次君説では、張邦奇らが古本を求めて礼部に阻まれ（日知

録）、善本を得られないで坊本と集解本の正徳一〇年江西白鹿洞書院刊本とに拠らざるをえなかったために、素隠・正義に脱漏が多く、校訂も不精、訛舛が甚しい、とされる（史記書録 頁一五〇）。しかし、右のように黄善夫本系の三注本に依拠したことは明らかであり、かつ、彭寅翁本のほかに先行の三注刪略本がないという限りでは、張邦奇、江汝璧らが自身の見解によって煩雑な三注の整理を行った可能性が濃いとみられる。

ところがこの刪略が、次の万曆三年刊本にいつそう甚しくなる。裴駰の集解序の素隠・正義がすべて削り落とされて本文だけになり、史記正義論例論法解列国分野でもわずかに双行の注が消え、三皇本紀の注の一部も略されている。そして、卷一下の三注が大胆にさらに省かれ、代りに数は少いが宋元明人の評語が挿入される。これについて校訂者の祭酒余有丁が、論例論法解列国分野に続けて二格を低し、次のようにいう。

国学故藏史記久、乃曼漉不可誑。余病之、得付梓人。而尤病昔人所為伝註、言人人殊、不無瑕類、且多複語蕪辭、若邑里沿革、氏爵異同、音釈当否、韻門分路、各自名家、或乃離析本文、隔其篇什、至使局界莫弁、句韻靡通。因与周先生、各取一編、手自排績、刪繁剔冗、互正睽違。旧所闕遺、輒更詳釈、間刺経伝及衆家往牒中語、即当代学士大夫所評隲者、皆撥拾之、而稍以猥見統刷其末。若班馬相詭、并楮大竄入、後人謬增、悉為条正、不至差爽、極知謏薄、無根核之深、不能有所發明、董欲学者伝訓故而已。校成部



使者劉君捐、所部贖緩若干為梓直、劉君名維、通覽記書、

七嗜竹素、而諸學官參對者、得具列左方云。四明余有丁志

(監丞 沈奎燦 以下一名の官銜)

そして、先に嘉靖版史記は卷一五帝本紀の刪略が四七五条中金剛九五、節刪二〇であったが、この万曆三年版では、その残りからさらに全一〇九条、節一一四条の多きを省いている。刪節の中には比較的長い文で二箇所以上にわたって省略する場合があるが、それは一条としか数えていない。各卷末の索隱述贊もすべて省略している。これで黄善夫・彭寅翁本からみれば、三注はほぼ半減したことになる。一方、楊慎の評や書伝などの諸書を引いて、卷一で二三条を新たに補う。

この刪略は余有丁が自信のほどを披瀝したとあり、人名・地名・音積などについて、各注にいくつかの説が提示されているものを統一的に解釈して他を削り、五帝本紀であるだけに明代にすでに伝説的とみなされるような記事を取り除いて、一応の姿勢は認められる。先に較べて節刪が多いのはこのためで、一条のうちにも省くべきを判断した態度は十分に窺える。

しかし、それは当時としても、また現代からみればよりいっそう一方的な判断といわざるをえない。すでに黄善夫本から正義の刪略が行われてはいるが、巻頭の銜名からして三注本を明記し標榜する以上は、このような甚しい刪略は慎まれるべきである。

一方、新たな増補の部分は、三代については尚書・書伝・書疏・蔡沉伝・尚書大伝と称して尚書に関して引用するものが多

く、とりわけ孔安国伝がめだつ。その後にはとりたてて引用する書がなく、むしろ史記の他の箇所の記事、または漢書注を援用するのが多いかという程度である。劉勰・柳宗元・李善らの名を挙げて、記事に関連した作品やその注を示す場合もある。

そして大半は、当代の学士の評語と余有丁の按語である。当代の学士の評語するところといつても宋元明の三代にわたり、宋の劉攽・呂祖謙・真德秀・劉辰翁・王忠麟、元の呉澄、明の楊慎・帰有光・唐順之・董份らのものである。このうち楊慎の評積はもっとも多くてほぼ全卷に及ぶ。

嘉靖ごろから、題評・評林のように、あるいは三注の一部を省略し、これらを補入して刊行することが流行した、その一翼を荷っていることが、形式と評者の顔ぶれとの双方から十分に窺われる。しかし、これらは三注とはかなり異質のもののように、事件・人物等を総評するにしては独断に走ることもあって効果は乏しく、とくに余有丁の按語にその傾向が強い。別に眉上などに掲げるならともかく、三注と同様にあるいはそれに続けて文中に挿入するのも適切ではない。

万曆二四年の第三版は右の本の行過ぎの是正のために改雕されたもので、首の祭酒馮夢禎の南京国子監新鑄史記序に次のようにいう。

……太史公学涉六家、途徑万里、獵百代未收之聞見、捃千齡未備之休裁。……雖班氏而下代有褒彈、而六籍以来最為鉅麗。自晋徐中散、広始考異、同作音義、引而伸之、代不

乏人。至裴駟集解、小司馬索隱、張守節正義、尤為較著。蓋通塞互存、瑕瑜相蔽。俱史家之姘姪、信龍門之忠臣、彼有所長、世安得廢。我朝弘治君子、首倡英風、近代通人、一嗣鳴大雅詩、与三唐方駕文、將二漢齊鑣、以故遷書与杜詩、無不家伝而戸誦。然競為割裂、妄著題評。坐井闚天、詎見高明之体。画虎類狗、熟窮彪炳之姿。等小兒之無知、豈達人之細故。咄彼銅臭、貽茲木災、覆瓿猶寬、投餒非虐、故今校刻一遵旧文。……

相当に手厳しいが、続く司業黃汝良の南雅重刻史記序もほぼ同様である。

……裴駟・司馬貞・張守節之倫、註音釈義、搜隱窮奇、彼此參詳、後先互証。然後説是、史者得絲景緯、以步蒼旻、藉津筏而濟溟渤。羽翼之功、于是為大。近時學士大夫、乃增以己意、更加題評、斑窺弋獲、並列殺青、使觀者意緒斷続、精神奢乱。夫肌骸足体、何取駢枝、渾沌無門、豈當鑿窺、以此傳彼、斯為汰矣。監本旧有史記、間載題評、而於旧註、多所刪割。裒益之義、未協厥中、兼以歲久模糊、覽者滋病。大司成橋李馮先生、來蒞南雅、嘆其闕事、遂手自校讐、重加鍍梓。題評新語、雖愛而必捐、註积旧文、雖多而必録。……

ともに史記を称え、三注を重んじて、これを省略して近人の題評を加えることを難じるとともに、後者は祭酒馮夢楨みずからこの改訂に努力したことを述べる。しかし、この第三版は、每半葉一〇行・行二一字・注文小字双行二二字の前二者と行格

を異にして、一〇行・二二字・注文小字双行二七字とかなり詰めているものの、内容は正文・注文とも嘉靖版に戻しただけで、だいたい三注の刪略はそのまま受けついでいる。

しかし、本紀についてみると、呂后本紀では右の通りであるが、とくに短い孝景本紀では嘉靖版で刪略された注がほぼ黃善夫本と同じ形に復活され、孝武本紀もそれに準ずる。孝景本紀の三注は九〇条ほどあるが、嘉靖版がそのうち三三条を略したのを、万曆二四年版は三一条まで復活させている。孝武本紀は嘉靖版の刪略がそれほど甚しくないが、やはりその大半が万曆二四年版に見られるのである。

北京国子監本の史記は、これよりわずかに遅れて万曆二六年に刊刻され、二十一史ともども南監本に依拠したのは当然であるが、とくに嘉靖版を底本とした。行格がまったく同じく、ただ、巻首の祭酒と司業の銜名を嘉靖版は兩名を一行に収めたのに、北監本は二行を取ったために、各業ごとに一行のずれを生じているが、字詰めは変らず非常に対照しやうい。稀に誤刻とらしい文字の異同がみられるものの、三注の省略も孝景・孝武本紀についてみると嘉靖版の方に一致するのである。

なお、担当の祭酒劉応秋は、一〇年たらず前に南監で司業として北史の刊刻に当たっていた。

このような南監嘉靖版以来の三家注の省略は、史記評林や武英殿版、さらにはわが古活字版など後世の史記版本にはほとんど

ど継承されなかつたようであるが、他には広東監察御史刊本にみられる。比較的少い本であるが、内閣文庫蔵本は三二冊、巻首に司馬遷と注の三家の銜名に続けて「大明巡按広東監察御史張守約重修」の一行がある。双辺・九行・二一字本で、正文に句点を刻すのは万曆三年版に似るが、三注は北監本と同じく嘉靖版のものを採っている。この本自体の序跋や刊記がないが、版式から推して嘉靖版より遅れ、万曆二四年には先行すると思われ、それが嘉靖版に拠らせることになつたのであろう。

嘉靖・万曆・崇禎年間には、李元陽・鍾人傑・陳子龍らの題評・測議などのように、近人の評釈を主に眉上に掲げるものが流行し、万曆三年版にはややその傾向がみられるが、三注については評林を除いてこれらはその大半またはすべてを略して、正文は南監本を底本としても別の立場をとる。

## 註

- (1) 西湖書院については、清乾隆四九年序刊の杭州府志が巻一一 学校二書院附に一項をたてて、成化旧志を引いているが、嘉靖二八年序刊の仁和県志（光緒一九年武林丁氏翻刻本による）、万曆七年序刊の万曆杭州府志をはじめ、清代の浙江通志、杭州府志、仁和県志の類はいずれもほぼ同文で、宋の太学がその滅亡によつて元の至正中に西湖書院となり、さらに元の滅亡によつて廢されて、明代に仁和県学となつたことなどを記す程度である。
- (2) 史記書録（商務印書館 一九五八年）の正徳一〇年江

西白鹿洞書院刊本（頁一二七～九）と南監嘉靖九年刊本（頁一四九～五〇）の項に、白鹿洞書院刊本の首に提学江西按察司僉事田汝籽の刻史記序に次いで、南京国子監祭酒呉節の普泰四年（一四五三）の南監本史記序があり、ほゞ次のようにいつているという。

南監旧梓史記凡三本、多蠹蝕。惟中本字稍完明、而欠亦不少。大司寇楊公彦謚、政暇閱而惜之、因捐俸刊補、凡以兼方計者二百有奇、而是書復完。先正嘗云、自科目興而古書廢。如史記一書、返世学者、止目為漁獵之具、究其全書、則莫之或有。然未有筆力不逮西京文字、而能追蹤古作者。觀此則公之拳拳注意於斯、無非為学古者、助厥鞭策而已。予故因是書之完也。

この序を賀氏はあるいは補史記序、刻史記序とも称するが、右の文を読めばこれはまさに補刻史記序であつて、南監所蔵の史記三本のうちの中宇本を、楊彦謚の主唱によつて補刻したというものである。楊寧、字は彦謚、官は礼部尚書に至り、景泰八年に死去した（明史卷一七二）。ただし、史記書録の記事にも疑問が多く、白鹿洞書院本の田序の解釈もややおかしいが、なにより賀氏もこの本を突見していないというから、呉節序を確認しないと断言はできない。氏によれば、景泰本はむろん伝存せず、自鹿洞書院本も清の曹寅（棟亭）旧蔵本が解放前にアメリカの国会図書館に流出し、賀氏もそれを北平図書館のフィルムで見たとする。いずれも嘉泰四年の序の年代を

示さないで、民国二三年の北平図書館善本書目には集解として著録され、美国国会図書館善本書目(王重民輯 費同礼校)にはみえず、台湾の中央研究院歴史語言研究所善本書目に正義三六冊と著録される。これが同本であるかもしまいはわからないが、少くとも後者を見ないと発言できない。とくに、次節の冒頭にいうように、南雅志はもともとこの呉節の撰するところであるが、それを補った梅麤の経籍考がこのことに触れないのも不審である。

- (3) 万曆版となった後漢書、唐書、宋史、金史、元史には万曆二六年の補刻葉があるが、蓬左文庫本にはそれがまだない。ただし、唐書卷二一第一四葉の万曆二六年修葉は、この本では欠葉であったものを、後に他本から補って料紙に粘付けたものである。

- (4) 尾張徳川家第二代光友の藩主時代(慶安三〜元禄一三年・一六五〇〜一七〇〇)の購書であることを示す。

- (5) 周書五〇卷一〇冊は、いま大東急記年文庫の所蔵である。

- (6) 鄭既は嘉靖三十九年、宰相の敵黨に悪まれ、免官して郷里に間住することになり、四五年九月に六八歳で死去した。  
(明史卷一一二七卿年表二・重刻鄭端簡公年譜卷七)。  
履準は一七年の生れであるからときに二九歳、翌隆慶元年に、亡父が倭寇防禦の功をもってその職を復せられ、その陰で推されて官途につくのである(同年譜卷二・七)。なお、海塩県図経一六卷 明胡震亨等撰 天啓四年

序刊、重刻鄭端簡公年譜一〇卷 明鄭履淳撰 鄭心材校 万曆三五年刊、内閣文庫および尊経閣文庫蔵本による。

- (7) 満文も二行で、和田博徳教授の示教によれば、  
[baita be Kadalara gurun fang  
書 管轄する 關 防  
Sun tiban i jeggi fu i taiciu]  
順 天 の 等 の 府 の 學校 の

とあって同文である。この印が原刻本と崇禎修本の双方に捺され、隋書・遼史には取合された双方にある。すなわち、提督順天府等学政にして、おそらく清代初頭には北監本の完本を調達しにくかったのであろう。

- (8) 武英殿版の史記卷一考証には、  
孔子所伝宰子問五帝徳及帝繫姓○監本誤將下文索隠五帝帝繫姓皆大載礼云々複見於此標作正義今刪  
とある。なお、張文虎校刊史記集解索隠正義も、同様に正義の方を  
此下原衍「五帝徳」云々四十字、乃索隠文、官本無。  
としている。

- (9) 水沢氏の彭寅翁本欠の挙例のうち南監本に存するもの。  
項羽本紀「項梁乃引兵入薛」の正義の後半「左伝曰……」の三一字。  
同「居数月引兵攻亢父」から「西略地至豨丘」までの間の正義八条のうち彭寅翁本が節略する箇所すべて(五卷)。

同「(宋義曰)夫搏」の索隱「張晏云搏音博」。

同「(項羽曰)士卒食芋菽」から「非社稷之臣」の間の索隱正義三条(第一の索隱の「芋」については「王劭曰……」の「一」字だけ)。

同「章邯軍棘原 項羽軍漳南 相持未戰」から「竟斬陽固」までの集解・正義六条のうち彭寅翁本が節略する箇所すべて(三条)。

孝景本紀三年「立楚元王子平陸侯札」の索隱一条。

この調査研究は、五三〇五五年度トヨタ財団の助成による「国書並漢籍総目録の編纂―その緒業としての部門別目録―」のうち、筆者担当の漢籍史部正史類の一部である。それぞれ数百冊におよぶ二十一史の閲覧に便宜をはかれた所蔵各位ともども、そのご厚意に謝意を表す。